平成２１年（フ）第３５０号
沖縄県那覇市首里鳥堀町４丁目99番地
債務者　長谷川典子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５５号
北海道日高郡新ひだか町静内青柳町４丁目５番１―204号
債務者　伊藤よし子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第１１１号
秋田県北秋田市道城字屋布岱14番地１
債務者　松橋　礼子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第１１４号
秋田県北秋田市材木町９番31号
債務者　湊屋　綾子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第１１６号
秋田県大館市御成町２丁目10番９号
債務者　櫻庭　　喬
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第１１７号
秋田県大館市御成町２丁目10番９号
債務者　櫻庭ヒサコ
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第２２４号
富山県氷見市南大町24番７号
債務者　加治　友栄
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２２７号
富山県南砺市坪野1748番地15
債務者　安達　博子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２４８号
長野県松本市大字神林5089番地１　ファミーユ菅野Ａ102
債務者　上原　昌史
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２８２号
長野県安曇野市三郷明盛354番地４　サンビューレ201号、前住所長野県安曇野市三郷明盛293番地５
債務者　三沢　文江
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２９３号
長野県北安曇郡松川村3363番地1108、前住所長野県安曇野市穂高柏原1480番地６
債務者　木下　　実
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２９６号
長野県塩尻市大字広丘吉田324番地６　サバービア村井203、前住所長野県岡谷市10165番地
債務者　林　　勝敏
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３０９号
長野県松本市大字芳川村井町286番地１　コーポ百瀬Ａ102、前住所長野県松本市大字芳川村井町659番地８
債務者　瀧澤　由記
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２２９号
三重県亀山市安知本町622番地１
債務者　宇野　克也
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２４０号
三重県津市榊原町7202番地
債務者　山羽　淳子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２４６号
三重県鈴鹿市住吉５丁目６番33号
債務者　小西　英治
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２５２号
三重県鈴鹿市上野町950番地の６
債務者　武田　　聡
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
津地方裁判所破産係